

## 調査資料Ⅱ－5

### 1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援事業者〇〇	
所在地	人口：10万人	
開設年月	平成18年10月開設	
指定内容	指定障害児相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、地域活動支援センター機能強化事業	
運営主体	社会福祉協議会	
従業員の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤2名（うち兼務1名） 3. その他の職員 → 常勤0名（うち兼務0名）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者等に併設	
	併設事業	地域活動支援センター

### 2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市区町村	
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数854名 1. 障害児支援利用計画 → 99名      2. サービス等利用計画 → 755名	
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。 → 対象総数に対し370名 1. 障害児支援利用計画 → 60名      2. サービス等利用計画 → 310名	
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者4箇所、相談支援専門員5名	

### 3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～土曜日 8時30分～17時15分
	休業日	日曜、祝祭日
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信およびメール受信（受診のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援の常勤職員

### 4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

ベースは精神障害者の方の支援センターだが敷地内に法人本部や居宅介護事業者、児童発達支援センターがあり、苦手意識をもちながらも様々な利用者に対応している。自立支援協議会の事務局を担っており各部会のとりまとめ、市の担当者とのやりとり等多忙ななかで児童・成人の計画作成も実施している。地域内の他の相談支援事業者の中心となって、事業者間の連絡会なども開催し日々連携に努めている。

障害児支援については同法人の児童発達支援センターとも連携し計画作成を担当している。

	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築に ついて（相談支援事業者以外を含む）
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成に至るまでの基本相談の時間をじっくりととれない。</li> <li>計画相談の事務処理が膨大で基本相談にシワ寄せがいつてしまう現状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用の更新に伴って計画を作成するケースが多くなり、サービス利用計画以上の支援には至っていない。</li> <li>モニタリングがなおざり。</li> <li>同法人の児童発達支援センターからのアドバイスを受けながら計画作成にあたっていない。来年度は児童発達支援センターで障害児相談支援事業を立ち上げる予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の委託と計画相談、地域活動支援センター（精神が中心）を合わせて運営。管理者と合わせてスタッフは7名で構成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成にあたっては、相談支援専門員2名。そのうち1名が児童の計画作成にあっている。</li> <li>1名増員しているがまだ足りない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会の事務局。</li> <li>社会資源は、児童発達支援センター、保育所等訪問、放課後等デイサービス、親子教室、日中一時支援、短期入所等があるが、重心の児童から大人にかけて利用できるサービスが不足している。</li> <li>サービス事業者との連携は進んでいるが学校との連携はこれから。</li> </ul>
特徴、大切にしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のスタッフで相談にあっているため抱え込むことなくできている。</li> <li>児童発達支援センターと密にやりとりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは成長するものとして、成長に必要な環境をという視点で計画作成している。</li> <li>同法人の児童発達支援センターと連携して作成にかかるスキルアップを図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人内の敷地内に地域活動支援センター、就労継続支援B型、児童発達支援センターがある。</li> <li>地域活動支援センターは特に場所を共有していることで、スタッフ間の連携ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のみの人材育成には限界があり、自立支援協議会の相談体制にかかると活動をおとして地域で研修をすすめている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会の事務局。</li> <li>自立支援協議会のなかにこども支援部を設け、こどもに関わる異分野で協議。</li> <li>協議会とは別に相談支援事業者がいつでも連絡をとりあえる体制。</li> </ul>
指定障害児相談支援ができ、良くなった点	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童とその家族に関わる地域課題の把握が具体的にできた。そのことにより、家族支援のための関係機関間の連携がスムーズになってきた。</li> <li>ライフステージを通して一人ひとりに支援者が寄り添うことができて体制（まだまだ弱い点）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同法人の児童サービス事業者からは、第三者の目が入り、風通しがよくなったと聞く。</li> <li>従来よりもこまめに連絡をとりあい、連携がスムーズになったと感じる。</li> <li>従来大人の支援が中心であったため、計画に携わり子どもへの支援という視点や地域資源の開拓の必要性を感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人内の児童発達支援センターとのやりとりが増えた。専門外という意識が強かった児童に関する相談に関わることで視野を広げることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、学校分野と関係をとることにより次の課題が出てきたときに連携がスムーズ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもに関係するニーズが関係機関の間で共通理解がしやすい。</li> </ul>
課題と感じている点	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本相談が相談の第一歩で一番重要だが、基本相談にかかる報酬が担保されていない。</li> <li>委託の相談業務があとまわしになりがち。</li> <li>サービス利用に関わらない相談業務（権利擁護、就労、人間関係、生活技術、社会参加等）が雑になりがち。</li> <li>児童発達支援事業の利用者は診断が確定されていないから、受容ができていないから、の段階の場合が多いので対応に迷うことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来の障害児相談支援の目指すところにはまだまだ至っていない。</li> <li>こどものニーズと保護者のニーズノすり合わせ。</li> <li>モニタリングの進め方。</li> <li>計画作成が半分も進んでいない状況のなか、計画相談を作成する事業者がまだまだ足りない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬面で、専門性を持った人材を確保できるだけのものがあるか。件数を多くこなせばそれだけ一人ひとりに対する支援は薄くなってしまふ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども相談にあたるための専門性と人員の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>とくに児童規の相談支援や計画作成の在り方の研修が実施されていない。</li> </ul>

## 調査資料Ⅱ－6

### 1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	地域相談センターK	
所在地	人口：約10万人（政令市に隣接する郊外型かつ広域合併により沿岸部から山間部も含む市）	
開設年月	平成12年 開設	
指定内容	指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）	
運営主体	社会福祉法人	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務0名） 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務2名）、非常勤2名（うち兼務1名） 3. その他の職員 → 常勤0名（うち兼務0名）	
事業者の設置状況	市の建物内に設置	
	併設事業	なし

### 2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	複数市区町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数 1,100名 1. 障害児支援利用計画 → 400名      2. サービス等利用計画 → 700名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し380名 1. 障害児支援利用計画 → 160名      2. サービス等利用計画 → 200名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者11箇所、相談支援専門員13名

### 3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜日、および祝祭日の8時30分～17時30分
	休業日	土・日曜日、夏季休暇、年末休暇、年始休暇
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信およびメール受信（受信のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援の全員

### 4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

（以下については上記の事業者に所属している相談支援専門員が、派遣という形で市の総合相談支援センターに勤務しており、その総合相談支援センターでの状況についてヒアリングは実施した。）

3法人から集まった相談支援専門員6名が、市の自立支援協議会の事務局として中心的に活動している。市の理解は良好で、それぞれの法人の雇用状態に沿って、6名分の人件費を予算化しているばかりか、自立支援協議会の活性化が最優先であると考えている。そのため、6名の相談支援専門員の主となる仕事は、自立支援協議会全体の活性化にあり、計画相談に関しては、市内の指定相談支援事業者の後方支援としての役割を担い、基本相談についても、地域課題となるような事例に力を注いでいる。結果的には基幹型の役割を果たしているが、当の相談支援センターには管理者を置かず、その運営には独自性はある。

日常的に地域診断を繰り返し、行政も含め新規にこのネットワークに参加する人が、障害福祉の地域づくりのための取り組みについて、これまでの流れを理解できるような工夫をしている。

相談支援専門員としての業務について	相談支援専門員としての業務について	事業者の管理運営面について	地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について(相談支援事業者以外を含む)
基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保
<p>・個々の相談を直接受けていくこともあるが、指定の相談支援専門員と連携をしながら支援を行っている。主として個別ケア会議の開催を重視しながらの支援を行っている。そのために、一つの相談支援事業者での対応が難しい相談が入った場合は、障害福祉課、健康推進課、児童課、教育委員会などの担当者を招集し、チームアプローチでの対応を児童課が熱心であり、基幹的機能を持つ当相談支援センター相談支援専門員と指定の相談支援専門員と合わせて、日常的に連携を取りながら、支援を実施している。</p> <p>児童に関しては、自立支援協議会の当事者部会である児童部会(保護者の会中心)が機能している。</p>	<p>・計画相談は、基本相談と同じで、指定の相談支援事業者を支援していく役割を果たし、事例によっては、サービス担当者会議実施のための後方支援、指定の事業者へのアドバイスなどを行っている。</p> <p>・毎日ミーティングを行い、前日の仕事内容及び気づきと課題を報告し、さらに月二回は3時間ずつ6名が集まる「委託連絡会」を実施し、自立支援協議会における課題別会議(今年は8～9の会議)の進捗状況を報告、全体の状況を把握していくことに努めている。様々な会議や部会で、今後どのようなテーマで検討していくか、参加者の意見を取り込み、事務局主導にならない工夫をし、自立支援協議会の運営を地域づくりと考える。市民が一体となり活動している。</p>	<p>・当相談支援センターは、自立支援協議会の事務局として当事業者が活動している。事務局の運営は3法人の事業者の6名(市からの委託)。市の配慮により、その6名は市の建物内の事務所が集まっており、実質的に基幹相談支援センター的な役割を果たしている。3法人の事業者職員が一室に同居しているという形態である。そこに管理者はいないし、人件費に関するなどの事務は、各法人が行っている状態であり、ある意味で、市の多様な理解によって成り立っている面がある。そのことにより、スタッフは互いに対等な関係性にあり、様々な気づきや思い付きが、即仕事の成果に結びつくような状況を生み出している。</p>	<p>・事業者にいる職員6名は、常に顔を合わせ、情報を共有している。毎日がOJTになり得る体制にある。3法人から派遣されているが、どの法人の理解も良好で、どの程度は経験を持ち、また将来的にも買われている方が集まっている。異動はあるもの、今のところ問題は生じていない。</p> <p>・また、自立支援協議会が活発に活動しており、各部会、課題別会議ごとに研修を実施していることもあり、企画しつつも結果的に勉強する機会はたくさんあり、学ぶ機会は制と保障されている。</p>
<p>特徴、大切にしていること</p>	<p>・児童期においては、自立支援協議会の児童部会は保護者の参加も活発だが、公的な福祉サービスに限った話にとどまらず、他市の機関の機能の活用や、夏休み中に実施する工作教室の実施、親同士の交流会の実施についても話し合われている。児童の分野は十分ではないが、公的な社会資源の状況ではあるが、実現可能なことを見つけ、結果的に社会資源の開発に結びつくようなことを大切に、結果的に計画相談に盛り込んでいく内容の充実にも努めている。</p>	<p>・自立支援協議会での課題別会議に関しては、目的やテーマに沿ってその参加者を集めるようにしており、権利擁護など外せないテーマに関しては、関心を持ち手を挙げて参加したいと表明した人により、構成していくように工夫している。さらにそうした会議の実施は、相談支援センターが事務局として支えているが、事務局の呼びかけで会議を実施するのではなく、こうした声が上がったので会議を実施することになったといったように、ニーズを整理しつつも、事務局主導の会議ではないように留意している。</p>	<p>・今年度もスタッフが二人入れ替わったが、日/ROJTの体制で仕事をしているために、これまででこのころ、機能が弱体化することはない。ここで仕事を経験した人が、法人に戻り、計画相談に携わったり、サービス管理責任者になったりしている。また、ますます仕える面はある。</p>
<p>現状</p>			<p>・障害福祉課の担当者は、自立支援協議会の運営に積極的に参加することが、行政としての仕事をしていく上で、とても大切であるとの理解が浸透してきていることが、地域の相談支援体制を著実に深めることにつながっている。児童期においては、児童課・保健師・教育委員会を含めた協力体制が構築できている。保育所との連携などの連携においては、障害児等療育支援事業者の委託を受けている事業者があり、以前より施設支援として熱心に支援を行ってきた実績もあり、当相談支援センターとの連携も良好である。</p> <p>人口11万6千人の市だが、自立支援協議会を運営していく上で、また社会資源の状況としても、程よい規模であると認識している。</p>
			<p>・個別支援を実施する際に大切にしていることは、そのまま地域づくりに通じていく。地域の強みを生かし、こんなものがあつたらいいなという発想、ちょっとした個人的な気づき、課題意識などを丁寧に拾い集めていくことを大切にしている。様々な発想を整理し、自立支援協議会の部会や課題別会議の構成員の持ち味を生かしたテーマの設定等を、日々考え、定期的に検討していく会議を事務局会議以外に「委託連絡会」と称して設定し、月に二回、3時間ずつかけていることは大きな特徴でもある。</p>

<p>指定障害児相談支援ができて、良くなくなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基幹的機能を持った相談支援センターと指定相談支援事業者との連携が良好で、互いの業務における負担軽減につながる関係が取れている。</li> <li>• 個別ケア会議について、基幹的機能を持った相談支援センターが縁の下の力持ち的な働きをし、関係者が情報を共有しながら、指定の相談支援専門員は計画相談作成に取り組みることができている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以前から、療育等支援事業者と保健師と家庭児童相談員が、個別に受けてきたケースを、連携を重ることや情報を共有し、今後の方針を話し合う機械を持ってきた。加えて児童の相談支援専門員が計画相談を実施することになり、結果を文書化することになり、報告の節目となつてきている。</li> <li>• また、以前からケースごとにネットワークを作っていくことを中心に話し合うことができてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当センターとしては、児童期の相談に関して、指定相談支援事業者との役割分担が構築でき、また、課題でもあるが、療育等支援事業者に集中していた相談を、新たな障害児相談支援事業者に担当してもらうことが、少しずつできるようになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童期の相談支援専門員が増えていくなかで、児童期の支援、相談ができるところが市内に増えていくことになり、自立支援協議会における児童期の課題を考え、共有する人材が少しずつでも増えてきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 幼児期にニーズはあっても、毎日通うことができている児童発達支援センター、児童発達支援事業者は今のところは市内にないなかで、週に1～3回は可能)障害児相談支援事業者が果たしていく役割は大きくなっていく。親のニーズ、子ども発達ニーズを子どもとしてまとめていく役割も大きいし、それは今後の課題でもある。</li> </ul>
<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童に限ったことではないが、触法ケース、DV、虐待ケースが増えている。困難ケースは、中核的な相談支援センターにまず相談が入り、相談対象者との信頼関係を取りながら情報を得た上で、指定の相談支援専門員と連携を取っている。ただし、個人情報取り扱い扱いには気を付けている。</li> <li>• 計画支援を実施する際、情報提供を行うが、知り得た情報を全部提供するわけではなく、また保護者に情報を提供していくことについて、「同意書」を求めていくことになっている。今後も個人情報取り扱いについては、慎重に議論を重ねていきたいし、課題ともしている。</li> <li>• また触法ケースでは、地域生活定着支援センターと保護観察所、DVケースでは、児童課、ことも家庭センターとの連携をと取るが、それぞれ多忙なセクションのため、ケース会議日程調整が大変。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 放課後等デイサービスが増えているが、個々に事業者が不安や悩みを持って運営している実態もあり、そうした放課後等デイサービスと指定の相談支援事業者の情報交換を行う機会を増やし、互いにか、どんなことをやっているのか、どんな人がどのような支援を行っているのかを知る機会をもっと増やしたい。そうしたなかで親子関係の大切さを改めて学び、結果的に親のニーズによって受け入れていく支援が、必要な支援なのかを考える機会としたい。また、スポーツイベントを企画するなど、放課後等デイサービスに頼らずに、子どもも参加できる選択肢の幅を広くしていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自立支援協議会の運営を中心に各部署や課別会議のなかで、要求・訴えたいことと見えていないこと、障害者の各団体が行政に要求・訴えを示すようなことが協議会のなかでないよう工夫している。自立支援協議会は、各団体の交流の場としても位置付けている。行政側からも要求に対し実現できないことがあれば、その事情をストーリーに伝えていく関係もできてきている。そうした官民の良好な関係性をうまく作ってきたのは、当相談支援センターがかなりうまく間に合ってきたからであるが、当相談支援センター職員はそのことを意識していないことが、課題と言えは課題になる。また、今後の相談支援センターが、恒久的に運営されるための確固とした裏付けを構築していくことも課題ではある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たに地域支援に関わっている人が、これまでの流れを理解し、地域の相談支援体制に参加しやすくなることも目的として、これまでの地域支援の実績を「日田市地域自立支援ネットワークの5年間の歩み(報告)」(日田市地域自立支援ネットワーク 各専門部会で感じている成果)生活のしづらさや不便さなどの課題とそれに対する取り組み状況一覧(日田市地域自立支援ネットワーク 取り組み年表)として、まとめている。人材育成として、どのようにそれを活用し、また活用できているかを評価しながら、検討していくことは課題となってくる。(※本市では、自立支援協議会を日田市地域自立支援ネットワークと称している)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指定の障害児相談支援事業者は、地域の児童期の支援体制のなかで、すでに役割を果たしている状況にはあるが、市内にもそうした支援体制が行き届きにくい地域があり、市内全般を見渡したなかで、さらなる支援体制の構築は課題となつていく。</li> <li>• また、全般に公的福祉サービスの支給量に関しては、他市と比較して少ない状況にはあり、その点についてどう考えていくかは引き続きの課題である。</li> </ul>

## 調査資料Ⅱ－７

### 1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	A市〇〇相談支援センター	
所在地	人口：13万人	
開設年月	平成11年10月開設 ※障害児(者)地域療育支援事業として開設	
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市、3町	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、障害児等療育支援事業、住宅入居等支援事業、相談支援強化事業	
運営主体	社会福祉法人	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名〔障害者支援施設管理者〕） 2. 相談支援専門員 → 常勤2名（うち兼務6名） 3. その他の職員 → 常勤1名（うち兼務1名〔請求実務担当者〕）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者に併設	
	併設事業	障害者支援施設

### 2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	複数市区町村（障害保健福祉圏域と一致）→ 1市3町（人口15万人）
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数1,288名 1. 障害児支援利用計画 → 202名      2. サービス等利用計画 → 1,086名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し404名 1. 障害児支援利用計画 → 83名      2. サービス等利用計画 → 321名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者9箇所、相談支援専門員18名

### 3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜 8時30分～17時30分
	休業日	土曜、日曜、祝祭日、夏季休業（8/13～15）、年末年始休暇（12/29～1/3）
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信（受信のみ）、メール受信（時間外の返信あり）	
	時間外受付の対応	相談支援の管理者と常勤職員

### 4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>障害者支援施設を母体とし、障害児(者)地域療育支援事業の委託を受け、平成11年から相談支援事業を開始した。地域自立支援協議会のアドバイザーや相談支援初任・現任研修の講師を務めるなど、地域の相談支援事業の中核的な存在として事業を展開している。障害児等療育支援事業を長年実施している実績から、障害児相談支援のノウハウを生かし、障害児支援利用計画を比較的多く作成している。医療、保健、福祉、教育、労働のネットワークによるライフステージを見通しての相談支援の展開を重視している事業者である。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）
基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
<p>計画相談が入ってからの相談支援の業務が様変わりしてきている。</p> <p>障がい児等療育支援事業をベースに、市町村の委託相談支援事業者として相談支援を展開してきているが、個別給付の計画相談が加わり、かなりの部分を計画相談に費やしている。</p> <p>そのため、丁寧な基本相談ができない現状にある。</p> <p>児童分野は、計画相談につながるまでの基本相談が大事であるが、家庭訪問等の時間が削減され十分な対応ができない現状にある。</p>	<p>兼務も含めて相談支援専門員を増員し、法人内と地域の計画作成に対応できるように体制を強化した。</p> <p>H26年度末までに何とかクリアできる見通しである。</p> <p>モニタリングが多くなり、サービス担当者会議の開催に追われ始めている。</p> <p>児童発達支援事業者との連携が進み始めた。</p>	<p>市町村の委託相談支援事業と障害児等療育支援事業、そして、計画相談という3つを基本ベースに相談支援を展開している。</p> <p>相談支援専門員専任2人と兼任6人の相談支援体制を組む、法人内と地域に責任が負えるよう努力している。</p>	<p>良き人材の確保と育成が最大の課題。</p> <p>相談支援専門員を法人内担当と地域担当に分け業務を行っている。</p> <p>職場内 OJT よりも、地域での OJT を中心に実施している。</p> <p>県内ほとんどすべての相談支援事業者が加入している相談支援の連絡協議会を中心に研修を実施している。</p>	<p>地域づくりの戦略と戦術に基づき、H20年度から、5年間かけて医療・保健・福祉・教育・労働の連携による相談支援体制を構築してきた。</p> <p>現在、新たなモデル事業に取り組み、新たな発達支援体制を目指している。</p> <p>協議会との連携による地域づくりにも力を入れ、子ども支援部会、暮らし支援部会、就労支援部会の3部会を総合化し、ライフステージごとの課題の整理とつなぎの支援の課題を整理してきた。</p>
<p>児童発達支援の特徴である①気づきからの発達支援、②家族を含めたトータルな支援、③身近な地域でのネットワーク支援、④継続的・総合的なネットワーク支援を重視している。</p> <p>医療、保健、福祉、教育、労働の連携によるネットワーク型の支援が特徴である。</p> <p>関係機関によるサービス等調整会議の開催を重視している。</p> <p>センタースタッフの連携が乏しい地域のため、お互いの機能を出し合い、機能的連携による発達支援の街づくりを進めている。</p>	<p>「量とともに質を」のスローガンを掲げ、計画のチェック体制を確立し、担当者まかせにせず、提出までに複数でのチェックと評価を実施している。</p> <p>障害児支援利用計画案件作成までのプロセスを重視し、アセスメント時のサービス担当者会議を頻繁に行っている。</p>	<p>地域の老舗の相談支援事業者として地域自立支援協議会のアドバイザーを務めるなど障害福祉圏域全体に貢献している。</p> <p>法人の他の事業に頼ることなく、独立採算で運営できるところを努力している。</p>	<p>相談支援専門員が単独で動き回るのではなく、可能な限り圏域内の相談支援専門員や関係機関と協働する方向で業務を遂行している。</p> <p>多業種多職種協働を基本にしている。</p>	<p>インクルーシブな社会をめざし、すべての保育園・幼稚園に発達支援のコーディネーターを配置し、ネットワークの連携のもと子育てを指している。</p>
<p>特徴、大切にしていること</p>				

<p>指定障害児相談支援ができて、良くなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本相談の重要性が、現場で再認識された。</li> <li>早期にホームコーディネーターが寄り添うことにより、保護者が孤軍奮闘しながら子育てをしていく仕組みから、相談しながらすすめるコーディネート型の支援が展開されるようになり、新たな障害児相談支援の景色が見えつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援とサービス提供事業者の連携が密になった。</li> <li>モニタリングによりサービス利用経過を継続的に確認し、タイムリーに対応できる。</li> <li>本人や家族の想いを聞く機会が増え、単に通所支援に特化した計画ではなく、多面的な情報から計画を立てることができ、個別支援計画にも大きく反映されるようになり、家庭生活や子育ての方針や考え方が見えるようになった。</li> <li>地域資源をより深く知る機会となった。</li> <li>個別の発達支援中心のスタイルから、トータルな総合支援の方向が見え始めた。</li> <li>教育との連携が進んだ。</li> <li>モニタリングで連携が進み、支援の方向性と課題が明確となった。相談支援専門員という第三者の存在は、メリットである。</li> <li>ライフステージをつなぐ支援の中心として障害児支援利用計画が役立ってきている。</li> <li>家族支援のための関係機関の連携がスムーズになってきた。</li> <li>障害児支援利用計画の作成により、「希望する支援の言語化」が図られ、チーム支援の羅針盤としての役割が明確になりつつある。</li> <li>児童発達支援事業者が一人で抱え込み自己完結的に支援を展開することがなくなり、トータルな支援の方向が見え始めた。</li> <li>障害児支援の景色が変わりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営面でプラス評価の声を聞くことができなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援が徐々に増え、地域で話あう機会が増えた。</li> <li>ケアマネジメントの手法を学んだことで、広い視野で業務に取り組めるようになった。</li> <li>自立支援協議会でも障害児相談支援事業者が増えたため、児童期の課題を考え、共有する人材が増えた。</li> <li>児童分野の相談支援の専門性を確保するために、児童発達支援事業者での実地研修等も取り入れ、現場重視の相談支援が展開できる。</li> <li>教育との連携により、学校での様子が明らかとなり、トータル支援が展開できるようになった。</li> <li>医療、保健、福祉、教育、労働の連携により、顔の見える関係づくりができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会の専門部会として、子ども部会の立ち上げが進んできた。</li> <li>ホームコーディネーターが寄り添うことで、いつでも相談できる体制ができた。</li> <li>児童発達支援事業を中心とした個別支援計画をベースにした「自己完結型」の発達支援から障害児支援利用計画に基づく「ネットワーク型」のトータル支援への転換のきっかけとなった。</li> <li>子どもも支援が、身近な市町村で把握され始めたため、身近に感じてもらえるようになった。</li> </ul>	<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談に時間を取られるため、じっくりと話を聞き寄り添う支援や基本相談がなおざりになりつつある。</li> <li>計画相談に至るまでの基本相談に時間がかかるとも関わらず、報酬の評価がない。</li> <li>障害児相談支援の特徴にもとづく専門性の発揮に弱さを感じる。</li> <li>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定特定相談支援事業の関係性を整理し、新たな相談支援体制の構築が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本相談と計画相談の関係、委託相談支援と特定相談支援の関係、基本相談と計画相談の報酬問題等、課題が多い。</li> <li>計画作成に奔走し、丁寧な支援ができず、現場の相談支援専門員は、疲弊している。</li> <li>計画作成には数的限界がある。</li> <li>計画の量的作成が重視され、質の向上が心配である。</li> <li>計画の内容について、客観的に評価する場がない。</li> <li>なぜ障害児支援計画を作成する必要があるのかという点でも論が不明確。</li> <li>早急に、市町村単位で相談支援体制の整備が必要である。</li> <li>気になる時点で窓口が障害福祉課となりハードルが高い。</li> <li>ライフステージを繋ぐシステム、ツール、人材が不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中立公平性の担保が難しい。</li> <li>報酬が低いいため、法人の繰り入れによるおんぶに抱っこ状態で、単独の相談支援事業として独立できない。</li> <li>障害児相談支援事業者として、「職業として確立」できる運営費がほしい。</li> <li>運営上の見通しが立たないため、人材確保が難しく目途が立たない。</li> <li>大人の経験はあっても、子どもの相談支援の経験のある相談支援事業者が少ない。</li> <li>計画作成とモニタリングのみで報酬が反映される体系では、運営上難しい。</li> <li>自立支援協議会の運営等を含め、恒久的に運営できる裏付けを構築することが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材確保で精一杯のため、外部研修に中々出せない。</li> <li>縦割りの支援から総合的な支援へと発展させる必要があり、担当分野の枠を超えた研修の在り方や人材育成の方法が必要である。</li> <li>児童発達支援管理責任者や教育との連携課題が大きい。</li> <li>現状の相談支援初任者研修カリキュラムでは、障害児相談支援に対応できない、子どもの発達支援等盛り込んだ研修内容の充実が必要である。</li> <li>地域ごとに、子どもの相談支援の人材確保と育成の戦略と戦術を持つ必要がある。</li> <li>OJTが必要となるが、人事異動等で人材確保・育成が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業の認知度が低い。</li> <li>基幹、委託、特定等の相談支援体制の新たな整備が課題である。</li> </ul>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 調査資料Ⅱ－8

### 1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	〇〇市障害者基幹相談支援センター	
所在地	人口：15万4千人	
開設年月	平成24年10月 開設	
指定内容	行政機関（市町村直営）	
委託状況	市町村からの委託なし → ただし、市内の障害者相談支援事業委託法人（3法人）により運用	
受託事業	なし	
運営主体	市区町村	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤0名 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務3名） 3. その他の職員 → 常勤0名	
事業者の設置状況	独立した事務所を構えて運営（社会福祉協議会内）	
	併設事業	

### 2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市町村	
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数 20,836名 1. 障害児支援利用計画→（ ）名      2. サービス等利用計画→（ ）名	
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。 → 対象総数に対し（ ）名 1. 障害児支援利用計画→（ ）名      2. サービス等利用計画→（ ）名	
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制→指定事業者 3 箇所、相談支援専門員 3 名	

### 3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜 9時～17時
	休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始
2) 時間外の受付方法	FAX受信（受信のみ）、メール受信（受信のみ）	
	時間外受付の対応	

### 4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>委託は3法人3事業者。旧来は3障害毎に整備してきたが、現在はどの法人も分け隔てなく同じ業務ができるような仕組み作りに取り組んでいる。そうした体制づくりや総合相談窓口の設置を企図して、基幹相談支援センターを24年10月に設置した。市内には公立の児童発達支援センターがあり、就学前については庁内連携を中心に取り組んでいる。相談支援は就学期のつなぎから関わることが多い。学齢期の資源は市内に乏しく、他自治体に所在するサービスの利用が主である。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な経路：行政、児童発達支援C、学校</li> <li>家庭全体に支援が必要なケースが多い。</li> <li>計画相談のみの依頼も行政を主な経路に増加。</li> <li>児童発達支援Cからの依頼は、就学に向けてのつなぎの支援依頼が多い。</li> <li>サービス調整は、日中一時や放課後等DSが主。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談については、成人と一緒にの枠組みで検討している。</li> <li>委託事業者のみのため、計画相談に取り組むことが困難。</li> <li>事業者・相談員を増やす取り組みを今後行う予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中立公平性は今後の課題だが、基幹センターの設置は一石を投じる役割は果たすと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員の業務量が増え、負担感が増加。</li> <li>基幹センターに委託3法人と一緒にいる意味が大きい。（2名体制、お互いのプランを早せあう）</li> <li>基幹センターで月2回事例検討。</li> <li>今後は機能強化事業や総合支援coなどを活用したSV体制も検討。</li> <li>自法人については法人内での共有と検討が最も大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前は、行政・公立施設が支援を実施。相談支援は、保健oPHNや児童発達cの相談センターが担う（別途、療育等支援事業受託法人がある）。</li> <li>民間の相談支援事業者は学齢期以降を主に担っている。</li> <li>基幹相談支援センターは成人・児童のわけはしていない。</li> <li>従来3障書別に3法人が委託相談を受けていたが、基幹センターができて3障書対応と意な分野の相談員+その他1名の2名体制であったが、最近は受理した人が担当者となっている。）</li> <li>基幹センターは指定事業者ではないため、登録は主担当のセンターの登録となる。</li> <li>自立支援協議会に子ども部会を設置。</li> <li>立ち上げ前に抽出した課題の解決を行っている。</li> <li>部会の開催頻度は月1回。</li> <li>メンバーは、相談支援・学校・教委・学識・児DS・日中一時・行政・保護者</li> <li>教育と福祉の連携モデル事業、普及啓発の講演会、県自立協に要望書提出など</li> </ul>
特徴、大切にしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>親のニーズと子どもの状態にズレがあることが多く、子どもの発達支援と家族支援はわけて考えるよう事業者として留意している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーパーソンの相談支援専門員がいた。</li> <li>学校の担当者が変わると連携の仕方も変わってしまう経験から、システム化が必要と感じたところからはじまった。</li> <li>課題解決型の部会のため、最終も視野に入れないといけないと考えている。</li> </ul>

<p>指定障害児相談 支援ができて、 良くなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• やはり基本相談が大事。連携も形式的なものではなく、有機的なつながりが大事と思う。そのなかで支援のネットワークもできてゆく。そもそも計画相談ニケアマネなのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 書面化することで、支援の根拠を明らかにできたり、連携の協共有しやすくなった（これまで独自の書式で行ってきたが、作成するケースは限られていた）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今のところ、ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者に相談支援に手を挙げてもらおうとところで苦戦を強いられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基幹センターができたことで、各委託事業者の水準は合いつつある。今後はさらなる質の担保の仕組みが必要。</li> <li>• 公立施設は母子通園のみ（併行通園可）のため、他の児童発達支援事業者がほしい。</li> <li>• 学齢期の社会資源は現在前向きに検討中の法人がある。</li> </ul>
<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務の意識がどうしても計画相談中心となってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 相談支援専門員が足りない（モニタリング、訪問回数増）</li> <li>• 支援会議を全ケース行うのが大変。</li> <li>• 保護者の理解を得るところに苦勞する場が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別給付と間隔のあいだモニタリングでは安定した報酬が得られず、相談支援専門員の増員が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者に相談支援に手を挙げてもらおうとところで苦戦を強いられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基幹センターができたことで、各委託事業者の水準は合いつつある。今後はさらなる質の担保の仕組みが必要。</li> <li>• 公立施設は母子通園のみ（併行通園可）のため、他の児童発達支援事業者がほしい。</li> <li>• 学齢期の社会資源は現在前向きに検討中の法人がある。</li> </ul>

## 調査資料Ⅱ－9

### 1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援センターT	
所在地	人口：23万8千人	
開設年月	平成11年11月 開設	
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、障害児等療育支援事業、児童療育相談事業（市単独）	
運営主体	社会福祉法人	
従業員の状況	1. 管理者 → 常勤 1名（うち兼務 1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤 2名（うち兼務 1名）、非常勤 名（うち兼務 名） 3. その他の職員 → 常勤 1名（うち兼務 1名）、非常勤 名（うち兼務 名）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者の併設	
	併設事業	福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、日中一時支援、

### 2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数 2,750名 1. 障害児支援利用計画→ 650名 2. サービス等利用計画→ 2,100名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。 → 対象総数に対し 1,124名 1. 障害児支援利用計画→ 305名 2. サービス等利用計画→ 819名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者8箇所、相談支援専門員 19名

### 3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜 8時30分～17時30分 土曜日 8時30分～12時30分
	休業日	日曜、祝祭日、
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、メール受信（受診のみ）	
	時間外受付の対応	相談支援担当職員

### 4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>相談支援の部門として、療育相談部が3名、相談支援部が3名、計6名のスタッフが常時現場を離れて活動しているのは、福祉型の児童発達支援センターを母体としているなかでは、かなり先進的な例である。それぞれの相談支援部門のスタッフは、児童発達支援の現場での経験を持っており、気になる段階からの育ちの支援を展開していく上で、地域への貢献度は高い。即ち、療育手帳の対象でない子どもでも、必要に応じサービスを受けていくことができることを市の方針としており、健診等を受けた後、計画相談の対象となる発達障害の子どものケースは多いことなど、子どもの発達支援のシステムが確立されている。</p> <p>一方では、長年にわたり、地域に根差した活動をしてきているだけに、計画相談を実施し始めた段階から、かなり多くの「基本相談」のケースに対応しており、計画相談の実施数の多さと合わせ、障害児担当の相談支援専門員は、かなり過酷な勤務状態が続いている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地域	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について(相談支援事業者以外を含む)
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本相談の件数について、経験のある相談支援専門員二人は、一カ月100件ペース。相談の受けてからは、ケースの状況に応じ、児童部対応ケースと分けている。</li> <li>子どものケースは、保健師からの紹介のほか、保育所・幼稚園・学校から直接紹介を受けるケースは多く、相談支援事業者としての認知が、地域の関連機関に定着しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3人の相談支援専門員で対応。児童担当は一人。現在のところ、児童担当のスタッフは80人の計画相談を実施。3か月、6か月おきにはモニタリングを実施しているため、基本相談も含め、ハードワークが続いている。新規の計画相談に対応できる状態ではない。</li> <li>子どもの基本情報について、独自のアクセスメント様式を使用。</li> <li>市としては、療育手帳の対象でない子どもでも、必要に応じてサービスを受けられることができた後、計画相談の対象となる発達障害の子どももケースは多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターが母体。</li> <li>市からの委託を受けて運営。基本相談+計画相談実施の相談支援専門員が3名。相談支援センターとして児童発達支援センターとは違う場所であるところでは、主に成人のケースに2名が対応し、児童期のケースは、児童発達支援センター内で相談を受け付け、1名が対応している。</li> <li>児童期においては、児童発達支援センターが、市から「発達障害児等相談支援事業」の委託を受けており、また障害児療育等支援事業も実施しているところから、療育相談部門として3名を配置しており、児童期担当の相談支援専門員は、その療育相談担当の3名と常に連携を取りながら、相談受付→基本相談→療育相談といった支援を実施することもできている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターが母体であるために、以前療育の現場にいたスタッフが相談支援を担当しており、保護者との連携(家族支援)、発達支援の視点をすでに持つており、施設支援、家庭訪問の経験も持っているため、相談支援専門員としての役割に早くなじんではいる様子。</li> <li>現職の相談支援専門員としては、相談支援専門員としての力を付けていくためには、とにかくアウトリーチを繰り返すこと、経験のある相談支援専門員に同行していくことが、何よりも有効だと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に児童発達支援事業者だけでなく、当事業者の母体以外に8か所もあり、自立支援協議会の子ども部会のメンバーは20数名もいるとのこと。月一回のペースで実施される部会の参加人数は、10名の程度だが、相談支援専門員だけでは対応できないケースなどの検討を重ねている。また、ケアマネジメント部会もあり、そのなかで児童の計画相談について報告したこともあ</li> </ul>
特徴、大切にしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が困った時にすぐ対応していきけるよう、話を聞き続けていく機会を持つことを大切にしている。</li> <li>子どもの発達について気になっできるケースについては、共有しただけ関連機関と情報を共有していきけるように留意している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童児においては、学校と同じ方向で指導、支援が実施できるように留意している。その他全般に、同じ方向で支援が実施できることを心がけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターという枠のなかで、現場のスタッフ、療育相談担当、相談支援担当がよりうまく連携していくことは大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の通り、OJTを大切に考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業者の支援方針が、基本的なところで、子どもを支援していく大切な視点があらずれてしまうことがある。ケース検討を重ねつつ、互いの力量アップに努めている。そうした力をつけていくにあたり、このところは焦らずに時間をかけていくことも大切であることを痛感している。</li> </ul>

<p>指定障害児相談 支援ができて、 良くなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの成長・発達について、気になる段階からの関連機関での情報共有が深まってきている。さらに、支援全般にわたって、事業者との情報共有が定期的に実施され、それぞれの役割分担について話し合えるようになってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の立場としては、周りに言われるまま、勧められるまま、事業者を利用していくというのではなく、何の目的で利用していくのかが、明確になってきたのでは、ないかと感じている。また、以前は事業者を利用し始めて、子どもがどう成長しているかわからなくなっていたことも多かったが、計画相談を通して、子どものその後の様子についての情報が多く入ってくるようになった。少なくとも、相談支援専門員が中心に入っていくことにより、子どもの今後の方針や方向性について、モニタリングも含め、確認し続けていけることは、保護者にとって安心感につながっていると感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域も含め、相談支援専門員の人的な配置を増やしてほしい。</li> <li>市の窓口で紹介されて、計画相談の作成依頼を受けるケースは当然ながらあるが、相談支援事業者の名前を窓口で伝えられての紹介があったこともあった。そうならないようには窓口伝えているところでは課題でもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童特有の相談支援を意識し、何を大切にしていけばいいのかを学んだ上で、相談支援専門員は支援計画を立てていくことが大切であり、そうした人材育成については地域全体においても、多くの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童期においては、子ども部会とケアマネジメント部会がよりつながっていくことを重視していきたい。</li> </ul>
<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業者としては、療育相談部門の3名のスタッフとの連携がスムーズであるため、大きな問題はないが、こともの発達の遅れや偏りに気づいてから、保護者との信頼関係を重んじ、必要に応じて計画相談に結びつけていくまでの期間も含め、相談支援専門員が基本相談を一人で抱え込んでいくことは本来難しい。一相談支援事業者としては、抱え込めないケースが、児童期にはたくさんある。また、大人への支援現場にいた人が、相談の支援業務を担当している中に、公的なサービス利用に関しての計画相談だけの対応をしているところもあり、結果的に基本相談としての対応が出来ていない。(基本相談が出来ていない事業者がある、基本相談を行っている事業者にも利用者が集まってくる点にもつながるのではないかと。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業者により、様々な独自の視点で支援を実施しているなかで、特にサービスを複数使っていくケースの場合、各々の事業者の個別の支援計画において、計画相談の内容にかかわらず、別々の方向性をもつ内容になっているのでは、ないかと疑問に思うことはある。また、相談支援専門員としては、現状として計画相談作成に追われており、個別支援計画を確認する時間を作れない。今のところ、事業者から個別支援計画が、相談支援事業者に送られてくることもない。</li> <li>いずれにしても、計画相談作成とモニタリング実施に追われており(特に利用計画の依頼の多さと、モニタリングで家庭訪問が義務付けられていること)、相談支援専門員としては、余裕のない日々が続いていることは大きな課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童特有の相談支援を意識し、何を大切にしていけばいいのかを学んだ上で、相談支援専門員は支援計画を立てていくことが大切であり、そうした人材育成については地域全体においても、多くの課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども部会のメンバーは、それぞれに多くのケースや現場を抱えており、児童発達支援事業者の多くは、放課後等サービスも兼ねて運営していることから、そうした勤務外での参加を考えると、18時以降の設定になってしまいう。会議の時間設定は、特に児童期は難しいと感じている。</li> <li>また、利用している事業者が立てている利用計画のケースが多いことも課題である。</li> <li>基本相談をベースとし、そこに加わってくることもあるのが計画相談であると理解しているが、公的福祉サービス提供優先の考えの相談支援事業者がある状況は、大きな課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童期においては、子ども部会とケアマネジメント部会がよりつながっていくことを重視していきたい。</li> </ul>